

令和5年5月2日

保護者様

習志野市立屋敷小学校

校長 利根川 賢

令和5年5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新緑の候、保護者の皆様には御健勝のことと存じます。

さて、5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更になります。それに伴いまして、学校生活における対応が下記の通り変更となりますので、御対応よろしくお願いたします。

御不明な点等ありましたら、担当までお尋ねください。

#### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症に感染した場合、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」が出席停止期間となります。  
登校の際には、「治癒報告書」を保護者の方が記入し、提出してください。また、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いいたします。
- 2 濃厚接触者は特定されなくなりますので、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等でも、登校を控える必要はありません。ただし、登校に際して不安がある場合は、担当まで御相談ください。
- 3 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、感染拡大防止の観点からも自宅で休養する事が重要です。  
インフルエンザと同様、その後の病状等で新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は出席停止となりますので、学校まで御連絡ください。

担当:教頭 高橋優樹 ・ 養護教諭 大谷陽子

TEL : 047-476-4679